

IEEJ NEWSLETTER

No.197

2020.2.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

<エネルギー市場・政策動向>

1. 原子力発電を巡る動向
2. 最近の石油市場動向
3. 最近の LNG 市場動向
4. 地球温暖化政策
5. 再生可能エネルギー動向

<地域ウォッチング>

6. 米国ウォッチング：気候変動リスク関連の企業情報開示を巡る動き
7. EU ウォッチング：公正な移行メカニズムの公表
8. 中国ウォッチング：休戦から終結に向かうか、米中貿易戦争の行方
9. 中東ウォッチング：米・イラン全面衝突の危険は回避も緊張は継続
10. ロシアウォッチング：ウクライナ経由ガス輸送の継続と新内閣発足

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. 原子力発電を巡る動向

広島高裁が伊方3号機の運転差止め仮処分を決定した。原告側が損害賠償リスクの懸念なく訴訟を起こすことが可能な限り、運転差止め仮処分決定は今後も十分生じ得る。

2. 最近の石油市場動向

年初の石油価格乱高下は、中東リスクが深刻化した場合のインパクトの大きさと同時に、減産強化にもかかわらず需給ファンダメンタルズ自体には弱気な見方が多いことを示している。

3. 最近の LNG 市場動向

2019年に貿易量及び新規投資拡大が目立った LNG 市場の中で、特に顕著な拡大を示した米国で、連邦政府機関が、引き続き輸出推進を後押しする方針を相次いで表明した。

4. 地球温暖化政策

EUは、2050年カーボンニュートラル目標にまたしても合意できなかった。民主党のアイオワ州党員集会で、抜け出せる大統領選候補が出てくるのか注目される。

5. 再生可能エネルギー動向

欧州では、既に公表されている化石燃料由来のゼロカーボン水素に加えて、電力系統制約と化石燃料制約という2つの制約のために再エネ由来の水素の製造・利用計画が進んでいる。

6. 米国ウォッチング：気候変動リスク関連の企業情報開示を巡る動き

気候変動リスクによる財務・営業等に対する影響に関して、企業情報開示を巡る動きや取組が司法・立法、さらには金融規制等の場で見られており、今後の動向が注目される。

7. EU ウォッチング：公正な移行メカニズムの公表

欧州委員会は「公正な移行メカニズム」を発表した。2021～2027年の期間に少なくとも1000億ユーロの資金を動員し、気候中立目標達成のために影響を受ける地域の支援を行う計画である。

8. 中国ウォッチング：休戦から終結に向かうか、米中貿易戦争の行方

1月15日、米中両国が第1段階の「経済貿易協定」に署名した。一方、完全な戦争終結は容易でなく、両国にとって、一時休戦をできるだけ長く維持することが現実的な目標であろう。

9. 中東ウォッチング：米・イラン全面衝突の危険は回避も緊張は継続

米軍によるイラン司令官殺害を端緒とする全面衝突は回避された。しかし今や核合意崩壊の危機が近づき、米国の最大限の圧力とイランの抵抗により緊張の高い状態は当面は続く見通し。

10. ロシアウォッチング：ウクライナ経由ガス輸送の継続と新内閣発足

12月にロシアとウクライナがウクライナ経由欧州向けガス輸送契約延長に合意し、供給途絶は回避された。1月に政治システム改革が発表され、新内閣が発足した。今後の動向が注目される。

1. 原子力発電を巡る動向

1 月 17 日、広島高等裁判所は四国電力・伊方 3 号機の運転差止めを命じる仮処分を決定した。本件は山口県の住民が同機の運転差止めを求める仮処分の申立てを却下した 2019 年 3 月 15 日山口地方裁判所岩国支部の決定に対して、原告が即時抗告していたものである。四国電力はこの決定に対する仮処分の執行停止及び保全異議の申立てを広島高裁に対して行うとしている。

伊方 3 号機については 2017 年 12 月にも同じ広島高裁にて運転差止めの仮処分が下されており、この時は 2018 年 9 月、広島高裁の異議審において運転停止命令が取り消されている。それを含め、これまで同様の仮処分決定は全て後日、事業者の異議申し立てにより取り消されているか、あるいは控訴審で覆されている。しかし、その場合でも事業者が仮処分によるプラント停止中の損害賠償を原告側に請求した事例はない。原告側が損害賠償リスクの懸念なく訴訟を起こすことが可能な限り、運転差止め仮処分決定は今後も十分生じ得る。

2019 年 12 月末日、欧州で 2 基のプラントが営業運転を終了した。ドイツのフィリップスブルク 2 号機 (PWR、146.8 万 kW、1985 年営業運転開始) 及びスウェーデンのリングハルス 2 号機 (PWR、90 万 kW、1975 年営業運転開始) である。フィリップスブルク 2 号機の閉鎖は 2011 年改正のドイツの原子力法に基づく計画通りの停止であり、リングハルス 2 号機の閉鎖はスウェーデン議会が原子力税を引き上げたことによる採算性の悪化によるものである。卸電力価格の低下等によって、発電事業全体として厳しい事業環境が続く欧州電力市場の状況もその背景にある。一方で欧州には、スイスのベツナウ 1/2 号機 (PWR、38 万 kW×2、1969 年・1972 年営業運転開始) など、これら 2 基より古くて小型のプラントも運転中であることから、事業環境も国により様々であることに留意する必要があるだろう。

対照的にロシアでは、2019 年 12 月から 2020 年 1 月にかけて 5 基のプラントに同国の原子力規制機関 ROSTECHNADZOR より運転延長認可が発出された。このうちスモレンスク 3 号機 (100 万 kW、1990 年営業運転開始) は 1986 年に大事故を起こしたチェルノブイリ 4 号機と同じ型式の軽水冷却黒鉛減速炉である。チェルノブイリ 4 号機事故の原因としては運転規則違反のみならず設計にも欠陥があったことが指摘されたが、事故後改良を経て、同じ設計の炉がロシアでは 2034 年まで 45 年間の稼働を認可されたという現実は何を意味するのか。同機のこれまでの設備利用率は 80% であり、ロシアの電力安定供給に大きく貢献してきた。これらは、プラントの寿命を決める要因としては、設計や技術的な課題も当然重要であるが、それ以上に、エネルギー政策や市場状況・事業環境が時に重要となりうることを端的に示す事例である。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

2. 最近の石油市場動向

年明け早々から中東情勢が石油価格を再び乱高下させた。1月3日の米軍によるソレイマニ・イラン革命防衛隊司令官暗殺を受け、同日の Brent 価格は終値で前日比 2.35 ドル (3.5%) 高い 68.60 ドル/バレルに上昇した。翌営業日の 6 日には一時 70 ドル/バレルを突破し、終値でも 68.91 ドル/バレルと約 3 ヶ月ぶりの高値となった。しかし、8日に起こったイランによるイラク米軍基地攻撃に対し、トランプ大統領は抑制的な対応を取ったため、軍事衝突の可能性が後退したと市場では意識され、Brent 価格は 8日に 2.83 ドル (4.1%) も下落し 65.54 ドルとなった。1月下旬時点では、中国での新型肺炎拡大による世界経済減速懸念の高まりの影響もあり、ソレイマニ暗殺前より低い 60 ドル弱で推移している。

この乱高下は、石油価格にとっての中東リスクが深刻化した場合のインパクトの大きさを示すと同時に、需給ファンダメンタルズ自体には弱気な見方が多いことをも示している。米国・イランともに全面戦争の勃発は望んでいない。しかし、イランを巡る緊張が続く中で、2019年に起こったタンカー攻撃・拿捕やサウジアラビアの石油関連施設攻撃といった供給途絶事象はいつでも起こり得る。中東だけでなく、和平会議が開催されたとは言え、いつ内戦が再発してもおかしくないリビアでの生産も不安定さが拭えない。

一方、OPEC プラスによる協調減産強化にもかかわらず、需給ファンダメンタルズは強含みに向かう兆しは見えていない。1月20日発表した世界経済見通しで、IMF は 2020年の経済成長率見通しを、3.4% から 3.3%に下方修正した。米中貿易交渉第1弾合意署名にもかかわらず、米国と中国等貿易相手国との関係悪化、及び地政学的な緊張の高まりが主要な経済リスクであり、それらのリスクが顕在化すると経済成長率が 3.3%を下回る可能性も否定出来ない。そのような景気減速は、当然ながら石油の需要増加を抑制し、価格には下方圧力がかかりやすくなることは言うまでもない。

1月16日に発表された IEA の石油市場月報によると、2019年第4四半期の需要は前年同期比 190 万バレル/日 (1.9%) 増の 1 億 140 万バレル/日、生産量は同 110 万バレル/日 (1.1%) 減の 1 億 120 万バレル/日であり、需要増加と減産強化により若干の需要超過が続いている。昨年末に発表した短期見通しの中で、弊所は Brent 価格の中心水準を 2020年平均で 65 ドルと予測している。しかし、年初に起こったような中東情勢の緊迫化や供給途絶、あるいは難航が予想される第2弾米中貿易交渉といった事柄は 2020年も原油価格の波乱要因として注目する必要がある。OPEC プラスは 3月に協調減産延長について協議するが、需給ファンダメンタルズの弱さを踏まえると減産延長がメインシナリオであろう。11月には米大統領選挙が控えており、2020年後半に民主党候補者の絞り込みや具体的な政策が明らかになるにつれて、政権交代となった場合の原油市場への影響にも注目が集まると考えられる。

(化石エネルギー・国際協力ユニット 石油グループマネージャー 森川 哲男)

3. 最近の LNG 市場動向

昨年 12 月末、ナイジェリア Nigeria LNG (NLNG) 第 7 系列プロジェクトが最終投資決定 (FID) を発表した。LNG 生産開始は 2024 年を見込んでいる。生産容量を年間 760 万トン分拡張するが、420 万トン分が新規液化設備、残り 340 万トンは既存設備のデボトルネッキング (生産プロセス最適化により生産容量増加) によるとしている。2019 年は当初より「FID イヤー」となることが予想されていたが、通年の世界の LNG プロジェクトへの FID 容量は年間 7100 万トン分と、過去最大となった。

2019 年は、世界の LNG 業界にとり、投資面だけでなく、貿易量の増加の面でも、過去最大級となった (確度が高い数字が明らかになるのは 3 月以降)。この増加を牽引したのが、豪州、米国、ロシア等の生産容量の増加である。特に豪州は、世界最大級の LNG 輸出国としてカタールに並んだ模様である (双方とも 7800 万トン程度)。

米国は本土 48 州から LNG 輸出開始以来 5 年未満で第 3 位の輸出国に台頭し、累計 5 件の LNG 輸出プロジェクトが稼働開始している。2019 年は、Cameron LNG (ルイジアナ州) 1 基、Freeport LNG (テキサス州) 2 基に加え、Elba Island LNG (ジョージア州) は 12 月に小型液化設備 10 基中、最初の 5 基を稼働開始した。これらに次いで、2020 年初早々、テキサス州で開発中の Port Arthur LNG プロジェクトに関して、Sempra Energy が Saudi Aramco と暫定プロジェクト参加協定を締結した。これで後者の 25% 出資参加・年間 500 万トンの LNG 売買に向け前進した。

また年初に、引き続き LNG 輸出推進を後押しする方針が連邦政府機関より相次いで表明された。先ず、エネルギー省 (DOE) は、「LNG 輸出に関わるライフサイクル温室効果ガス排出」(LCA GHG) に対する見解として、「多くの LNG 輸入諸国が発電面で化石燃料に依存しており、米国産 LNG 輸出は、世界レベルで GHG 排出を減らす可能性が高い」としたうえで、LNG 輸出が米国自身の公共利益に沿うものとして、輸出申請の審査を継続していく方針を再確認した。さらにホワイトハウスは、NEPA (連邦環境政策法) に基づくプロジェクト建設許可申請の審査手続きの合理化案を明らかにした。特に環境評価 (EA) に 1 年、環境影響評価 (EIS) に 2 年の期限制限を設けるとしている。

輸入側に目を転ずれば、世界最大の輸入国である日本では、2019 年 11 月、12 月の LNG 輸入量がそれぞれ 627 万トン、681 万トンと、いずれもその月として 2010 年以來の低水準となった。暦年計でも、7733 万トンと、前年比 6.7% 減、同じく 2010 年以來の低水準となった。これに対して、中国では、2019 年 11 月の LNG 輸入量が、月間ベースで初めて日本を上回った模様である。通年では引き続き日本が世界最大の LNG 輸入国ではあるが、パイプラインでのロシア産ガス輸入開始の影響含め、中国の天然ガス・LNG 市場の拡大が注目される。

(化石エネルギー・国際協力ユニット ガスグループマネージャー 橋本 裕)

4. 地球温暖化政策

昨年 12 月 11 日、欧州委員会は欧州グリーンディールを示した。その中で、2050 年カーボンニュートラルの目標を規定する欧州「気候法」を 2020 年 3 月までに提案するとしている。しかし、12 月 13 日、EU 加盟国の首脳からなる欧州理事会は、ポーランドの反対により、カーボンニュートラルな EU を 2050 年までに達成するという目標に合意できなかった。また、欧州グリーンディールでは、欧州委員会が、特定のセクターについての炭素国境調整メカニズムを 2021 年までに提案するとしている。1 月 20 日、ホーガン貿易担当欧州委員はブリュッセルで開かれた BusinessEurope の会合の際に、炭素国境調整メカニズムが機能するののかに関する報告がまとまるのは、2020 年終わりか 2021 年になると述べた。また、欧州委員会関係者も、炭素国境調整メカニズムは最終手段であり、段階的にシグナルを発していくことになる、と述べた。

昨年 12 月 17 日、欧州議会と、EU 加盟国の閣僚からなる閣僚理事会は、経済活動が環境的に持続可能であるかどうかを定める新しい基準(タクソノミー)に合意した。合意されたタクソノミー規則では、特定の経済活動が環境目的に貢献するかを定める技術スクリーニング基準を欧州委員会が 2020 年末までに採択することとなった。石炭火力は、タクソノミー規則自体で、環境的に持続可能な経済活動とみなされないとされた。一方、ガス火力と原子力は、技術スクリーニング基準で、環境的に持続可能な経済活動として位置づけられる予定であるが、2021 年末までに再検討が行われる。

米国の大統領選挙については、民主党では候補者が 12 人残っており、2 月 3 日、予備選挙・党員集会の皮切りとなるアイオワ州党員集会が開かれる。バイデン氏(前副大統領)は 2019 年 6 月、気候変動に関する綱領を示した。グリーンニューディールを重要な枠組みであるとしつつ、2050 年までに 100%クリーンエネルギー経済を達成することを目標に、10 年間で 1.7 兆ドルの連邦投資を行うとしている。CCUS、原子力などのクリーンエネルギーの研究・イノベーションに大規模な投資を行うとした。また、気候に関する義務を達成しない国からの財に炭素調整を課すとしている。サンダース氏(バーモント州選出上院議員)は同年 9 月、綱領を発表した。同氏はグリーンニューディールの共同提案者の一人であり、2030 年までに電力と運輸の 100%再生可能エネルギー(自動車は 100%電気自動車化)を達成することを目標に、10 年間で 16.3 兆ドルの公的投資を行うとしている。原子力、CCS などは非持続的エネルギー源であるとして利用を止めるとした。炭素調整については触れていない。両者とも、気候変動に関する政策内容は、前述の最初の綱領発表以来、ほとんど変わっていない。民主党政権になれば、米国の環境政策が大きく変わりうるだけに、アイオワ州党員集会で、抜け出せる候補者が出てくるのか注目される。

(環境ユニット 気候変動グループマネージャー 田上 貴彦)

5. 再生可能エネルギー動向

欧州で水素に関する 2 つの象徴的な動きが見られる。1 つはコストダウンにより再エネが大規模に導入されている国、もう 1 つは化石燃料資源国での取組みである。

前者に関しては、昨年 12 月、オランダの TSO である Enexis 社が、ガス会社・石油会社と共同で再エネ余剰電力からの水素製造プロジェクトの計画を発表した。場所はドレンテ州で、隣接するフローニンゲン州と同様に系統容量制約によって再エネ接続が困難になっており、大規模な発生が見込まれる余剰電力から水素を製造する。

欧州では従前から、再エネ余剰電力からの水素製造により系統柔軟性の向上を目指す動きがあり、2018 年には電力とガスの系統運用者ネットワーク ENTSO-E と ENTSO-G が、共同でエネルギー変革・低炭素化の実現のために Power to Gas による Sector Coupling の推進に取り組むことを発表している。この概念の具体化に向けた動きがドイツで見られる。電力 TSO である Amprion とガス TSO である Open Grid Europe が Emsland 地方の電力基幹系統とガス基幹パイプラインの交差点での再エネ由来水素・合成メタン製造計画を共同発表している。再エネ水素・合成メタンの経済性に課題はあるものの、欧州ではその他多数の Power to Gas プロジェクトが実施・計画中である。これらの背景には、電力系統のみでの大規模再エネ統合には限界があることを踏まえ、既存ガスグリッドに合成メタンや水素を注入しつつ Sector Coupling によるエネルギーシステム全体の低炭素化を目指す概念が根付いている。

一方、化石燃料資源国では、先行する Equinor による天然ガス+CCS からの水素製造計画の他に、ポーランドでの動きが活発化している。昨年 3 月には石炭産業大手の JSW が欧州の水素・燃料電池関連団体 Hydrogen Europe へ加盟するとともに、コークス炉ガスから水素を分離し燃料電池バスへの供給を目指すとの発表があった。11 月末には石油・ガス精製や石油化学工業の PKN オーレン社が洋上風力からの水素製造計画を発表した。同社は近年バルト海での洋上風力発電への開発にも力を入れており、自社の石油精製や石油化学プロセスで利用している化石燃料由来の水素に代えて、洋上風力発電由来水素を利用することを目指す。また、同月、石油大手の Grupa Lotos は、国内の水素ステーション建設においてトヨタ自動車と提携することを発表した。ポーランドは欧州ではドイツに次ぐ産炭国であり、一次エネルギー供給の約 50%が石炭である。近年の脱炭素化の流れの中で石炭依存への危機感が高まり、水素への転換を進めようとする背景が窺える。自国内石炭ガス化+CCS による CO₂フリー水素製造の取組みは見られないものの、化石燃料利用制約から水素に目が向くという点に関して、中東産油国等での関心の高まりに類似性を持つ。

電力系統制約と化石燃料利用制約、事情は異なるが、既存エネルギーシステムにおける制約の顕在化によって水素利活用の意義や価値が浮き彫りにされている欧州での動向は非常に興味深い。水素利活用には、製造から利用まで非常に多種多様な組み合わせがあり、水素社会のあり方を改めて考えさせられる。

(電力・新エネルギーユニット 新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

6. 米国ウォッチング：気候変動リスク関連の企業情報開示を巡る動き

昨年 12 月 10 日、ExxonMobil が気候変動のリスクについて不正確な情報を開示することで投資家をミスリードした、とするニューヨーク州等による訴訟で、第一審にあたる NY 州 Supreme court は、州側の示した根拠は不十分と判断した。この訴訟が依拠したのは、州内の証券・商品の不公正取引を取り締まるべく、州司法長官に強力な捜査権限を認める州法の Martin 法である。NY 州司法省が捜査を開始したのは 2015 年だが、既に 2012 年には環境団体が、不法行為により事業または財産に損害を受けた者による民事損害賠償訴訟を認める RICO 法をエネルギー産業に適用する戦略を検討していた。2015 年に環境団体や連邦議会議員が、連邦司法省と証券取引委員会(SEC)に捜査を求めたが、それに呼応して、まず NY 州司法省と、2020 年大統領選挙の民主党の指名争いから先日撤退した Kamala Harris 上院議員が率いていたカリフォルニア (加) 州司法省が、捜査を開始した。

上場企業の情報開示については、SEC が、財務・営業状況に実質的影響を及ぼすと合理的に予見される事象、不確実性等の報告を義務付けている。2010 年に SEC は、気候変動も上記に該当するとして、気候変動関連リスクの類型を指針として公表した。しかしその後も米国企業の気候情報開示の遅れが指摘され、SEC が気候情報開示に消極的、との批判も挙がった。2018 年には SEC は ExxonMobil の調査を終え、開示に特筆すべき欠陥は認められない、と結論した。2019 年 4 月にはトランプ大統領が行政命令で「資本市場における情報開示は、合理的な株主が重要とみなす可能性が相当程度ある範囲で行えば十分」と述べたため、同政権下で SEC がより消極化したとの見方もある。実態として、SEC は NY 州司法省と異なり企業の内部文書開示を迫る権限はなく企業が持つ一次情報にアクセスできないため、その捜査には限界がある。

この抜け穴を塞ぐための動きとして、2019 年 7 月に Elizabeth Warren 上院議員 (民-Ma) は民主党議員 16 名とともに、気候変動リスク開示法案を再提出した。なお、法案成立に必要な上院での 60 票の支持獲得は難しそうだが、仮に成立した場合でも、同法案は SEC に、気候変動リスクとして企業が認識すべき情報の範囲と報告の様式に関する規則制定を命じる一方、SEC の捜査権限の強化は含まない。その点、SEC が NY 州司法省のように気候情報開示の執行に積極化する可能性は低いと考えられる。

Warren 議員はまた、今月、米国内大手金融機関に書簡を送り、気候変動に関連する金融市場のリスクへの認識と対策状況の公表を求めた。昨年 11 月には民主党上院議員 9 名と連名で、連邦準備制度理事会 (FRB) に気候変動に関連する金融市場のリスク分析を命じる法案も提出しており、同月サンフランシスコ連銀は、気候変動による金融システム・マクロ経済への影響と FRB の役割に関する討論会を開催した。今後、金融機関を監督する FRB が投融資先企業の気候変動関連リスクに関する規則制定に乗り出す場合には、これまで自社の社会的責任・評判の観点から進んできた金融機関の化石燃料ダイベストメントが、新たな推進力を得て一層進む可能性が考えられる。

(電力・新エネルギーユニット 電力グループ 研究主幹 杉野 綾子)

7. EU ウォッチング : 公正な移行メカニズムの公表

1 月 14 日、欧州委員会は「公正な移行メカニズム (Just Transition Mechanism: JTM)」を発表した。これは、2050 年の気候中立目標達成に向けたエネルギー転換によって社会経済的な影響を受ける地域に対して、影響を緩和するため、2021 年から 2027 年の期間に少なくとも 1000 億ユーロの資金を動員して支援を行う計画である。JTM は、公正な移行基金 (Just Transition Fund: JTF)、InvestEU の下での公正な移行スキーム、欧州投資銀行による公共セクター貸付制度の 3 つから成り立っている。このうち JTF は EU の予算から拠出される 75 億ユーロの基金であり、地域に対して補助金 (例えば、労働者のスキルや競争力の開発支援、スタートアップやインキュベーターの支援、エネルギー効率といったクリーンエネルギー転換への投資の支援) として提供される。

JTF については、個別加盟国への配分上限値として 20 億ユーロが設定され、配分割合の算出にあたっては、各国の GHG 排出量や褐炭・オイルシェールの生産量、化石燃料に関する雇用といったデータや一人当たり GNI のデータが用いられた。その結果、暫定的な JTF の割り当ては、ポーランドが 20 億ユーロとトップであり、次いでドイツの 8.77 億ユーロ、ルーマニアの 7.57 億ユーロ、チェコの 5.81 億ユーロが続く。加盟国は自動的にこれらの資金を得られるわけではなく、該当する地域の移行計画を作成し、計画が精査されたうえで拠出がなされることとなる。報道によると、マクロン仏大統領は、2050 年気候中立という目標に合意しない国は、JTF を受け取ることができないと警告した。今後、欧州議会と EU 理事会が欧州委員会の提案を検討し、JTF の支払いについて新たな別の基準が追加される可能性もある。JTF は、現在議論が進められている EU の次期長期予算から拠出される。これは、英国の EU 脱退を反映する最初の長期予算であり、一部の加盟国からは分担金の増額に反対の声も示されている。JTF は、実際の支出がどうなるかと共に、予算に関する上述の議論の動向も注目される。

ポーランドに次いで JTF の割り当てが大きいドイツでは、1 月 16 日、ドイツ連邦政府と州政府が、2038 年までに国内の石炭火力発電所を全廃し、産炭地域に 400 億ユーロ相当の補償を行うという内容を盛り込んだ協定を締結した。また、ドイツ政府は、石炭プラントの一部を早期に閉鎖する RWE などの公益事業のために 43.5 億ユーロを確保するとしている。2030 年までに 1990 年比 55%GHG 排出削減という目標達成に向けた取り組みの一つであるが、環境団体は、石炭火力発電所の多くは 2030 年以降に閉鎖される予定であり、さらに無煙炭火力発電所の新設も予定されていることから、政府は気候変動危機を理解していないと指摘する。上述の JTM のような EU の脱化石燃料に向けた取り組みに加えて、ドイツの国内政策も引き続き注視していく必要があるだろう。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 1 グループ 主任研究員 下郡 けい)

8. 中国ウォッチング：休戦から終結に向かうか、米中貿易戦争の行方

1 月 15 日、米国のトランプ大統領と中国の劉鶴副首相がホワイトハウスで第 1 段階の「経済貿易協定 (Economic and Trade Agreement)」に署名した。その直後に、米国が英語版の協定文書とファクトシートを、中国は中国語版と英語版の協定文書を公開した。署名式に関する報道と協定文書の公開を通じて、2018 年 7 月に勃発した米中貿易戦争が一時休戦となったことを両国民と国際社会に示した。

協定は、①知的財産権、②技術移転、③食品と農産品貿易、④金融サービス、⑤マクロ経済政策と為替問題及び透明度、⑥貿易拡大、⑦双方の評価と紛争解決、⑧最終約款から構成される。いずれも米国側が問題視している分野であるが、協定は両国にとって公平性を確保できた内容かは議論のあるところである。例えば、知的財産権保護では、両国が企業秘密の保護に関する協力強化を図ること、技術移転に関しては、どちらも相手に強要したり圧力をかけたりしないことと規定している。最も注目される貿易拡大に関しては、中国が今後 2 年間に米国のモノ・サービスの購入額を 2017 年比で少なくとも 2,000 億ドル以上増やすと規定している。しかも、2020 年に工業製品 329 億ドル、農産品 125 億ドル、エネルギー 185 億ドル、サービス 128 億ドル、合計 767 億ドルとして、年度別品目別の購入拡大の数値目標も明記している。米国製品の競争力や供給力への懸念から数値目標設定に消極的な中国が米国に押し切られたようにも見えるが、必ずしもそうではない。協定では、中国側の懸念に配慮して、米国が適切な措置を取り、品質と価格競争力が高く、しかも十分な量のモノ・サービスを中国に提供し、双方が市場価格と商業的配慮に基づいて貿易活動を行うと明記している。

1 月 21 日、米国は協定発効の 2 月 14 日に、米国が 2019 年 9 月発動した中国に対する「第 4 弾」1,200 億ドル分の追加関税率を現行の 15%から 7.5%に半減すると正式表明した。中国側統計によると、2019 年米中間貿易総額は 5,412 億ドルで、前年比 14.6%減、その内、対米輸出額は 4,185 億ドルで 12.5%減、米国からの輸入額は 1,227 億ドルで 20.9%減となった。米中貿易戦争の激化が貿易縮小をもたらした主因である。従って、協定発効と米国による追加関税の引下げを機に、米中貿易は本年から輸入・輸出共に拡大に向かうと期待される。

一方、今回の協定締結はあくまでも「第 1 段階」の合意である。米国が「第 3 弾」までに中国からの輸入品約 2,500 億ドル分に課した 25%の追加関税を相変わらず維持しているからである。今後の貿易協議では、中国は、今回合意での税率引下げ予定の 1,200 億ドルを含む合計 3,700 億ドル分の中国製品への追加関税の全廃を目指す。同時に、米国が自らの技術覇権を維持するため行う対中技術封鎖や技術開発・産業育成を含むあらゆる分野での中国への内政干渉は、断固拒否し続けるだろう。その結果、貿易戦争終結の見通しは読めない。従って、両国にとって一時休戦をできるだけ長く維持することが現実的な目標となる。中国が為すべきことは、協定を忠実に履行しつつ、改革開放の深化と安定成長の維持を図り、国力を高めることであろう。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院 教授 李志東)

9. 中東ウォッチング : 米・イラン全面衝突の危険は回避も緊張は継続

1月3日の米軍によるイランの司令官殺害は、1月8日のイランによる報復攻撃を招き、米国とイランがついに全面衝突に突入するのではないかという懸念が世界を駆け巡った。しかし、トランプ大統領はイラクの米軍基地に対するイランの報復攻撃にさらに報復することはせず、イランへの経済制裁を強化するにとどめ、紛争のエスカレートの危険は回避された。しかし、米国がイランに対し最強の経済制裁を含む最大限の圧力を行使し、イランがこれに可能な限りの抵抗を試みる構図は変わっておらず、一触即発の高い緊張状態が続いている。

実際に、緊張状態が極限に達したなかで、イランの革命防衛隊がウクライナの民間航空機を誤射により撃墜し、176名の乗員乗客が全員死亡するという事件がすでに起きている。イランの体制は当初この誤射を隠蔽しようとして、それが明らかになったことで、イラン国内では体制批判が再燃した。イランでは11月半ばにガソリン値上げをきっかけとする抗議行動が全国に広がり、治安部隊との衝突で300名以上の死者が出たばかりであった。米軍によるソレイマニ司令官の殺害は、米国という「外部の敵」に対しイラン国民を団結させる役割を果たしたが、ウクライナ機誤射というミスにより、イラン国民は体制への不信感をさらに募らせることになった。

これに加え、イランのイスラム共和国体制は現在、核合意崩壊の危機にも直面している。イランは2019年5月以降、米国の制裁下でもイランとの経済取引を可能にする枠組みの確立を欧州に働きかけるべく、核合意の履行を60日ごとに停止するという措置を取ってきた。2020年1月5日、ソレイマニ司令官殺害の2日後に、イランはその第5段階目の措置として、核合意上の義務の履行を完全に停止すると宣言し、これを受け英独仏の3カ国は「紛争解決メカニズム」の発動に踏み切った。これにより、イランが核合意の履行を再開しなければ、核合意の下で解除されていたイランへの国連安保理制裁は全て復活し、イランはさらに苦しい立場に追い込まれることになる。

現在イランを苦しめている（たとえば「原油輸出ゼロ」などの）制裁は、すべて米国による単独制裁である。しかし、もし安保理制裁が復活すれば、イランは全国連加盟国と対峙することになる。イランがそのような状況を望まないことは明らかである一方、米国のイランへの「最大限の圧力」そのものが、イラン核合意を裏書きした国連安保理決議2231の否定の上に行使されている以上、米国の圧力を「不当」とみなすイランの認識を覆すこともまた困難である。米国は圧倒的な力によりイランを追い詰めているものの、その結果ペルシア湾岸地域に安定がもたらされる見通しは立っておらず、緊張状態は今しばらくの間は持続する見通しである。

(中東研究センター 副センター長 研究理事 坂梨 祥)

10. ロシアウォッチング : ウクライナ経由ガス輸送の継続と新内閣発足

2019 年 12 月 30 日、ロシアとウクライナは、ウクライナ経由での欧州向けガス輸送契約延長に正式合意し、欧州におけるガス供給途絶は回避された。露 Gazprom、ならびにウクライナの国営ガス企業 Naftogaz、ガス輸送オペレーター及び法務省は、同月 20 日に交わした協定書に基づき、2020 年以降のウクライナ経由でのガス輸送に関する複数文書に署名した。また、両社は互いに仲裁・裁判の申し立てを中止し、2009 年 1 月 19 日付のガス供給及びガストランジット契約に関する申し立てを全て放棄することに合意した。さらに、ストックホルム仲裁裁判所の判決に基づき、Gazprom は Naftogaz に対しウクライナ経由でのガス輸送停止に関する補償として 29 億ドルの支払を行った。トランジット期間は 2020-2024 年の 5 年間、ガス輸送量は計 2250 億 m³ (2020 年は 650 億 m³/年、2021-2024 年は 400 億 m³/年) で合意した。なお、翌 31 日には Gazprom とベラルーシの Gazprom Transgaz Belarus が 2021 年までのベラルーシへのガス供給及び同国経由のガス輸送に関する契約延長に合意し、2020 年も前年並みのガス供給及び欧州向けガス輸送を行うこととなった。

2009 年のウクライナガス危機以降、ロシアは同国を迂回するガスパイプラインの建設に取り組んできた。1 月 8 日には「TurkStream」の開通式が Istanbul で開催され、露 Putin 大統領と Gazprom の Miller 社長、トルコの Erdogan 大統領のほか、セルビアの Bucic 大統領、ブルガリアの Borissov 首相が出席した。他方、バルト海経由でロシアとドイツを結ぶ「Nord Stream 2」は 2019 年中に完成に至らず、1 月 12 日には「2021 年第 1 四半期末までの『Nord Stream 2』完成を希望する」と Putin 大統領が完工期限の繰り延べに言及した。2019 年 12 月の米国による対ロシア制裁強化を受け、制裁対象リスト入りが目されたスイスのパイプライン敷設企業 Allseas が Nord Stream 2 での作業を中断した際、同大統領は「外国企業の支援がなくとも Gazprom が所有する 2 隻のパイプ敷設船によって完工できる」と牽制していた。

1 月 15 日、Putin 大統領が年次教書演説で、首相を含む政府要職を選定する権限を大統領から議会下院へと移管すること等を含む政治システム的大幅な改革を表明し、Putin 大統領が議長を務め、政権幹部及び各地域の首長らから構成される国家評議会の権限強化等に向けた憲法改正を提案した。過去の事例を踏まえると、Putin 大統領は政治改革に対する内外の反応を伺い、反応次第で適宜修正していくと予想される。

また同日、内閣総辞職を表明した Medvedev 首相の後任として、Putin 大統領は Mishustin 氏 (連邦税務局前長官) を指名した。21 日、Mishustin 新内閣が発足し、Lavrov 外相や Shoigu 国防相、Novak エネルギー相、Trutnev 副首相兼極東連邦管区大統領全権代表、Kozlov 極東・北極圏開発相など主要閣僚が軒並み留任する一方、海外との経済協力の窓口となる経済発展相にはロシア中西部 Perm 地方の Reshetnikov 知事が新たに任命された。留任した閣僚が大多数を占めることから、政策方針が大きく変わる可能性は低いと思われるが、引き続きロシア権力中枢を巡る今後の展開を注視したい。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループ 主任研究員 栗田 抄苗)